

# 公益財団法人堺市文化振興財団ホームページ制作業務 仕様書

## 1. 業務名

公益財団法人堺市文化振興財団ホームページ制作業務

## 2. 目的

公益財団法人堺市文化振興財団（以下「当財団」という。）は、公式ホームページによる施設や文化芸術事業の発信に取り組んでいる。IT技術の進展や情報伝達のトレンドの変化を受け、またフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）のオープンに向け、公式ホームページを再構築することで情報発信力を強化し、堺市内はもとより日本全国及び海外からの来場者の増加に繋げ、堺の魅力発信に寄与するものである。

## 3. 業務概要

本業務は、現行ホームページから新ホームページへの切り替えにあたってのシステム構築、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の構築、デザインの作成、ページ構成、運用マニュアルの作成、当該システム操作教育、保守・管理・運用までを含めた、ホームページ制作に伴う業務全般とする。

## 4. 業務履行期間

契約締結日から 2019 年 3 月 31 日まで

## 5. 委託料（見積もり限度額）

8,350,000 円（消費税及び地方消費税含む）

## 6. 作成方針

### (1) システム構築

- ① ドメインは現在使用している、<http://www.sakai-bunshin.com> を使用する。ただし、フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）については、<http://www.fenice-sacay.jp> を使用する（ドメインは取得済）。
- ② 現在運用しているホームページの月間セッション数は約 15,000、ページビューは約 45,000 である。Google アナリティクス解析では、mobile が約 50%、desktop が約 44%、tablet が約 6%であり、mobile 及び tablet が増加傾向にある。
- ③ 下記の図 1「システム構築のイメージ」のとおり、当財団／アルフォンス・ミュシャ館／新進アーティストバンク／フェニーチェ堺のそれぞれが独自ホームページを持つように閲覧者から見える構成とする。
- ④ 催事情報（イベントや講座情報等）やお知らせ情報、開館日程等のデータは一元管理とする。

(例：フェニーチェ堺の職員がイベント情報を登録した場合、フェニーチェ堺のホームページに表示されると同時に、当財団のホームページにも表示される)

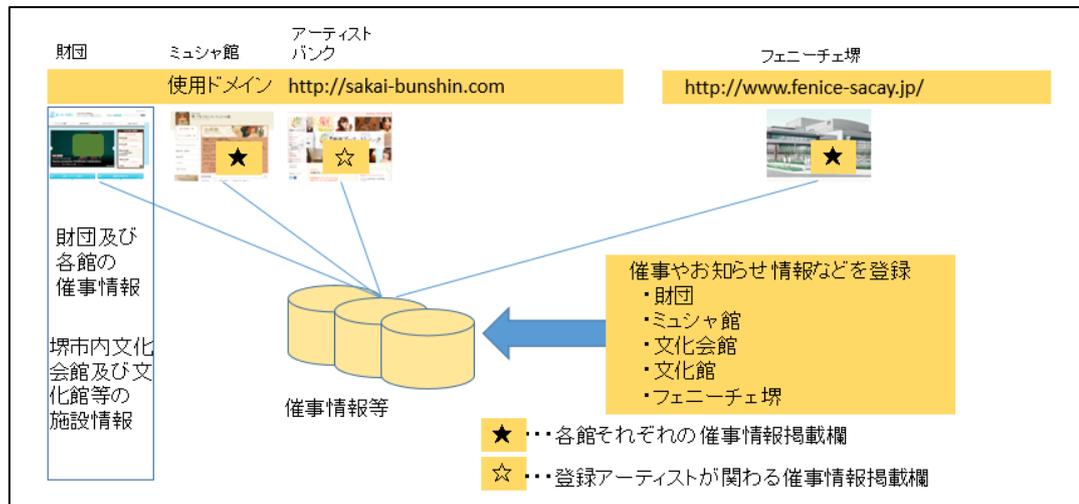


図 1：システム構築のイメージ

## (2) 各ホームページの方針

### ① 当財団

堺市は、古代においては仁徳天皇陵古墳に代表される古墳文化の中心地として、中世においては、環濠都市、自由・自治都市として、またお茶の文化の発祥地として栄えるなどの輝かしい歴史を有している。こうした誇るべき文化的伝統を基盤とし、個性的で魅力的な市民文化・都市文化を振興・活性化するとともに、文化創造を通じて堺市を世界に誇りうるまちとして発展させることをめざして、当財団は、市民の文化創造の推進母体として多彩な文化事業を展開している。このホームページでは、当財団が管理運営する施設も含めた各種文化振興事業を発信していく。

### ② 堺 アルフォンス・ミュシャ館

アルフォンス・ミュシャ（1860－1939）は、19世紀末から20世紀初頭にかけて花開いたアール・ヌーヴォーの代表的画家であり、その作品はしなやかな曲線と美しい色彩が特徴で、異国趣味や古典古代を思わせる装飾様式のほか、日本など東洋の美術の要素もみられる。また、『明星』や『みだれ髪』などを通じて日本にも大きな影響を及ぼした。

堺 アルフォンス・ミュシャ館では、堺市が寄贈を受けたカメラのドイツ創業者の土居君雄氏のコレクションを、ミュシャの初期から晩年期にまでわたる作品を展示し、生涯にわたる創作活動を紹介している。また2017年に東京・新国立美術館で開催された「ミュシャ展」には66万人が来場し注目を集めた。このホームページでは、こうした貴重かつ豊富なミュシャ・コレクションの存在をアピールし、より多くの方々がミュシャと出会える堺 アルフォンス・ミュシャ館を発信する。

### ③ 堺市新進アーティストバンク

堺市新人演奏会で優秀な成績をおさめた演奏家と堺市展芸術新人賞を受賞した、これからの活躍が期待される若きアーティストを登録している制度で、次世代の人材育成並びに市民の文化芸術振興を目的として、平成 26 年度から堺市文化振興財団で運用を行っている。ホームページではアーティストの経歴や活動実績、自己 PR のほか演奏映像や作品、また活用事例などの掲載を行い広く周知を図ることで、市民と新進アーティストをつなぎ発表の場や市民の文化芸術に触れる機会の提供を促進する。

### ④ フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）

堺市民会館の老朽化に伴い、新たな堺市の芸術文化の拠点として建設中で、2019 年秋にグランドオープン予定である。

愛称の「フェニーチェ」はイタリア語で不死鳥を意味している。大坂夏の陣、第二次世界大戦などによって焦土と化した堺は、その都度、不死鳥のように蘇ってきた。ホール敷地南側に面する国道 310 号には、こうした炎の中から新たな生命を得て生まれ出る不死鳥のように力強く立ち上がるという思いが込められており、市民から「フェニックス通り」として親しまれている。悠久の歴史の中で常に前を向いて歩んできた先人の想い、そしてそれを受け継ぐ堺市民の決意を象徴的に表す言葉である。

その言葉をイタリア語で表現することにより、中世において、自由・自治都市、また国際貿易港として大いに繁栄し、イタリアの自由都市・ベニスのごとくと称されていた堺のまちを想起させることから、新ホールの愛称に最も相応しいとして選ばれた。

フェニーチェ堺は、大阪府内の公共劇場としては最大級の 2,000 席の大ホールを有し、堺市だけでなく、南大阪の芸術文化の拠点として、広く国内外から注目される施設である。また、多目的室やスタジオなども整備され、レストランも併設し、市民の文化活動や交流の場として多彩な人々が集う場でもある。

このホームページでは、堺市の芸術文化の創造・交流・発信の拠点施設であるフェニーチェ堺の魅力を発信していく。

※フェニーチェ堺の概要等は、当財団ホームページも参照のこと。

[http://sakai-bunshin.com/topic\\_shousai.jsp?id=2674426](http://sakai-bunshin.com/topic_shousai.jsp?id=2674426)

※フェニーチェ堺については、英語版ページも作成する（英文は財団が提供する）。

## 7. 業務内容

### (1) システム構築

ホームページ機能を運営するウェブシステムの構築

### (2) デザイン

前記 6 の作成方針に沿ったデザインとし、ユーザリティやアクセシビリティに配慮し、年齢層など関わらず誰もが見やすく使いやすいホームページとすること。

#### ① アクセシビリティ

『JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針・情報通信における機器、ソフトウェア・サービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」』に対応し、これに準拠したホームペー

ジ更新をすることができ、達成等級 AA に準拠すること。

② 携帯電話、スマートフォンおよびタブレット端末対応

携帯電話、スマートフォンおよびタブレット端末等による閲覧にも最適化したページを制作すること。

(3) サイト構成

前記 6 の作成方針および、別紙「情報要素一覧(案)」「必須機能一覧」をもとに、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮したページ導線を検討し、使いやすいサイト構成とすること。

(4) コンテンツ制作

① コンセプトやデザインなどに配慮し、ホームページを構成する各コンテンツを制作する。掲載するテキストについては、概ね当財団が作成したものを使用するが、協議の上、一部は委託業務に含む場合がある。施設の写真は当財団から提供する。

② 当財団から提供する過去の公演イベント情報を入力すること。

(5) CMS の導入

① CMS 機能を利用して掲載する情報については、当財団職員で、入力、更新、削除が容易に可能な仕組みとする。

② トップページを可能な範囲で更新可能な仕組みとする。

(6) サーバーの設置

提案内容が実行可能なスペックのサーバーの設置。サーバーについては提案によるが、ランニングコスト低減のためレンタルサーバーまたはクラウドの利用を想定。原則サーバー停止期間は設けないこととする。サーバースペック、回線速度、災害対策を明示すること。

(7) セキュリティ対策

セキュリティ対策は以下の通りとし、詳細について提案書に記載すること。また、事故時の対応についても記載すること。

① 運用に用いるサーバーについては、十分なウイルス感染防止策を講ずること。

② 不正アクセスやデータの改ざんを防止・検知するための対策を講ずること。

③ 既知のセキュリティホールやバグ等については全て対策を講じ、新たに検知された脅威については速やかに当財団担当者へ通知される仕組み(ルール)を構築すること。

④ 情報漏洩対策を十分にとること。

⑤ 通信を行う場合には、SSL により暗号化処理を行うこと。

(8) SEO 対策

利用者が容易に該当ホームページに到達できるよう、検索エンジンへの最適化の工夫を行うこと。

(9) アクセス解析

ページビュー機能、アクセス経路解析機能、利用サイト分析機能等を持ち、常時解析できる仕様とすること。外部のアクセス解析サービスを利用することも可能とする。

(10) 対応ブラウザ

Internet Explorer 8 以上、Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版、Firefox 最

新版、Safari 最新版、Android 標準ブラウザ最新版、Mobile Safari 最新版で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れがないこと。また、Internet Explorer 7 で閲覧した場合でも情報の欠落がないこと。

(11) 操作マニュアルの作成及び操作研修

- ① CMS の操作方法について、専門的な知識を持たない職員でも理解しやすいよう、実際の画面を挿絵として利用するなど工夫すること。
- ② 新ホームページの操作習熟への負担が少なくなるように操作研修を複数回行うこと。

(12) 保守・運用・管理

現行のホームページから新ホームページへの切り替え後から委託期間終了までの間、ホームページの保守・管理を行い、必要な対応(動作検証、不具合等の修正)を行う。また、業務履行期間内に軽微な修正・追加を当財団が要望する場合、速やかに内容を協議のうえ、対応すること。

## 8. 納入成果物

(1) ホームページの開設

インターネット上で、新たなホームページを閲覧できるようにすること。

(2) ドキュメント

- ① プロジェクト計画書
- ② サイト構造設計書
- ③ デザイン設計書
- ④ システム設計書
- ⑤ 運用マニュアル (作成者、サイト管理者)
- ⑥ 会議録

## 9. 実施スケジュール

概ね以下の時期を考慮してスケジュールを策定すること。なお、詳細なスケジュールについては、受託者と当財団との協議のうえ決定する。

(1) 制作・検証期間

契約締結日から 2018 年 4 月 30 日まで

(2) 運用開始

2018 年 5 月 1 日

(3) 保守期間

運用開始日から 2019 年 3 月 31 日まで

## 10. 実施体制等の要件

- (1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、受託事業者側で主任担当を設置して進行管理を行うこと。当財団との窓口は主任担当が行うこと。

## 11. 著作権の譲渡等

- (1) 本業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び関係部分（オープンソースの利用や市販汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分、受託者が独自に開発した汎用性の高い及びパッケージ化されたシステムを除く。）の著作権その他権利については、当財団に帰属するものとする。
- (2) 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有物等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。
- (3) 制作物が著作物に該当する場合において、当財団が当該著作物を利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、その詳細については受託者と当財団間で協議する。

## 12. 特記事項

- (1) 受託者は本業務を実施する当財団と十分な調整を行うものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項については、必要のある場合は両者協議して定めるものとする。